

## 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 業務委託の内容（仕様書抜粋）

### 業務目的

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

コミュニティソーシャルワーカーの役割は、地域ケアシステムの推進のため、主として公的に制度化されていない多様な分野であるインフォーマル領域において、自治（町）会、子ども会、高齢者クラブ、民生委員、ボランティア、NPO法人、障がい者団体、学校、シルバー人材センター、民間企業等多様な主体や個人の地域福祉活動の支援を行う「コーディネーター」であり、地域福祉推進のため、地域づくり事業を推進する専門職。

### 業務内容

|  |
|--|
| <p><b>(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握</b></p> <p>住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて、以下の会議体に必要に応じて出席し、実態把握を行う。</p> <p>①各地区でのニーズ把握のための会議体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員地区協議会 ・地区社会福祉協議会が主催する地域ケアシステム推進連絡会</li> <li>・地区社会福祉協議会が主催する相談員会議 ・その他地区社会福祉協議会が主催する会議</li> <li>・高齢者サポートセンターが主催する地域ケア会議 ・災害に関する地域の防災組織との連携会議</li> <li>・その他、各地区でのニーズ把握に必要な会議</li> </ul> <p>②市川市域全体でのニーズ把握のための会議体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会グループスーパービジョン ・市川子ども食堂ネットワーク会議 ・ボランティア協会運営委員会 ・保護司会役員会</li> <li>・フードバンク及びフードパントリー開催団体との会議 ・口腔ケアネットワーク会議 ・PTA 連絡協議会役員会</li> <li>・千葉県ソーシャルワーカーとの連携会議 ・委託者が主催する地域ケア会議 ・災害に関する関係機関との連携会議</li> <li>・その他、市域全体でのニーズ把握に必要な会議</li> </ul> |
| <p><b>(2) 地域住民の活動支援・情報発信等</b></p> <p>(1)により把握したニーズや生活課題に対して、地域の住民主体の活動をより活性化させるよう、以下の地域住民の活動支援や情報発信等の以下の取組を行う。</p> <p>ア 地域住民の生活課題解決および社会参加の促進に役立つ情報を提供・共有することができるよう、事業者・団体等が提供するサービスやその他地域資源を把握するとともにそれらの情報を集約する</p> <p>イ 地域における住民のニーズ・生活課題の解決に向け、これらの課題に対する支援を行うボランティア等を新たに募集・育成するなど、地域資源の発掘を行い、地域における協力者の増進を図る。</p> <p>ウ 地域での支えあい等の仕組みである「地域ケアシステム」の考えのもと、この仕組みの推進母体の1つである地区社会福祉協議会が主催する会議に出席し、地区社会福祉協議会の活動を支援する。</p>  |
| <p><b>(3) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開</b></p> <p>行政、地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの場として、地域ケアシステム推進連絡会を活用する。地域における多様な担い手を集め、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合い、これを新たな気付きを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に向けて、会議の開催を地区社会福祉協議会に促し、以下の議題を主体的に提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民のニーズや生活課題に応じた地域活動の創出</li> <li>・地域の社会福祉法人やNPO法人等に対する地域住民のニーズの情報共有</li> </ul>  |
| <p><b>(4) コミュニティソーシャルワーカーの業務</b></p> <p>① <b>地域住民への個別支援等</b></p> <p>ひきこもり、ゴミ屋敷、ヤングケアラー等のいわゆる制度の狭間で悩む地域住民や、世帯全体が複雑化・複合化した地域生活課題を抱える世帯の情報を得た場合は、その状況を的確に把握し、地域住民によりそった支援を行う。また、必要に応じて委託者が実施する「重層的支援体制整備事業」における多機関協働事業の事業者への連絡や重層的支援会議及び支援会議の出席等、相互連携を図ること。</p> <p>② <b>地域づくりに向けた支援</b></p> <p>属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽に関わる等、安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するため、その人らしくいられる居場所の開設に向け、地域住民等へ支援を行う。</p> <p>なお、既存のサロンにおいては、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等や制度の狭間で悩む地域住民も参加しやすくなるよう、誰もが活躍できる居場所づくりに向け、地域共生社会の理念を周知すること。また、属性や世代に関わらない居場所づくりを推進していくため、市川市基幹相談支援センターえくる、子ども食堂（地域食堂）を支援する団体、市川市生活サポートセンターそら、千葉県中核地域生活支援センター、市内小・中学校のライフカウンセラー等の意見を聴きながら、これらと連携すること。</p>   |